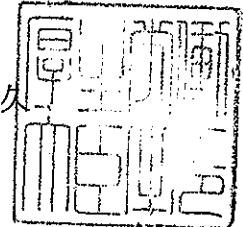


資料2-1

厚生労働省発能0328第2号
平成26年3月28日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正（第一条関係）

一 普通課程の普通職業訓練のうち、金属材料系、金属加工系、金属表面処理系、機械系、第二種自動車系、航空機系、鉄道車両系、船舶系、精密機器系、縫製機械系、揚重運搬機械運転系、第一種情報処理系及び第二種情報処理系の訓練科、専門課程の高度職業訓練のうち、電気・電子システム系及び電子情報制御システム系の訓練科並びに応用課程の高度職業訓練のうち、生産システム技術系について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、教科の科目、訓練時間等の見直しを行うものとすること。（別表第二、別表第六及び別表第七関係）

二 一の見直しに伴い、職業訓練指導員試験のうち金属表面処理科、自動車製造科、航空機製造科、鉄道車両科、造船科及びクレーン科の実技試験及び学科試験の科目について見直しを行うものとすること。

（別表第十一関係）

三 一級の技能検定の受検資格について、職業能力開発総合大学校の指導員訓練の見直しを踏まえた所要の見直しを行うものとすること。

第二（略）

第三 施行期日等（附則関係）

一 施行期日

この省令は、平成二十六年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に關し、必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

